

別紙第 2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和 42 年愛知県条例第 3 号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

初任給調整手当を人事院勧告の内容等を考慮して改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成 21 年 4 月 1 日から実施すること。